

令和2年(2020年)9月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和2年9月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年9月8日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	宮 本 忠 宜
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	佐 々 木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

12番 入江康仁

13番 家崎仁行

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年7月31日に開催されました三重県町村議会議長会第72回定期総会におきまして、町村議会議員満13年以上の在職者として、近澤チヅル議員、家崎仁行議員に対する表彰が行われました。本日、ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、近澤議員、家崎議員、前のほうへお願いいたします。

表彰状、紀北町、近澤チヅル様。

あなたは、多年、議会議員として地方自治の振興に尽くされ、その御功績は誠に顕著であります。よって、ここに記念品を贈り、表彰いたします。

令和2年7月31日、三重県町村議会議長会会長、上村久仁。

どうもおめでとうございます。

表彰状、紀北町、家崎仁行様。

以下同文。

令和2年7月31日、三重県町村議会議長会会長、上村久仁。

どうもおめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、ただいまから令和2年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでご了承ください。

今期定例会においても新型コロナウイルスの感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することとし、休憩時には議場の換気を行いますのでご了承ください。

傍聴者においても同様のご協力をお願いいたします。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することになります。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、まず会期日程を朗読させていただきます。

令和2年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月8日、火曜日、9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月9日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月10日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月12日、土曜日、休会。休日。

第6日、9月13日、日曜日、休会。休日。

第7日、9月14日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月15日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、9月16日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、9月17日、木曜日、休会。予備日。

第11日、9月18日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年9月紀北町議会定例会議事日程表（第1号）

令和2年9月8日（火曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 第9 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第56号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 議案第58号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 議案第59号 新町建設計画の変更について
- 第14 議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第15 議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について
- 第18 議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第23 認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第28 報告第3号 令和元年度健全化判断比率の報告について
- 第29 報告第4号 令和元年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第30 請願・陳情案件

以上でございます。

平野隆久議長

これより議事に入ります。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江康仁君

13番 家崎仁行君

のご兩名をご指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 18 日までの 11 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 8 日から 9 月 18 日までの 11 日間とすることに決定しました。

日程第3

平野隆久議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月1日に議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が8件、補正予算等一般議案が10件、認定案件が5件、報告2件の合計25件となっております。

また、請願案件4件、陳情案件1件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

三重県町村議会議長会と三重県社会基盤整備協会からの意見書提出依頼については、総務産業常任委員会のほうで取扱いの協議をお願いいたします。

なお、要望書については町外からのものであるため、議員の棚に配付してあります。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申合せにより、決算特別委員会を設置して審査することになっています。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は6名とし、構成については総務産業常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名を選出させていただきます。

なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中にそれぞれの委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

次に、一般質問であります。8月21日から8月31日までの提出期間内に8人の議員から通告書が提出されました。日程については15日火曜日に4人、16日水曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和2年度の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求め

ましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、松永監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、会議における服装についてであります。

9月30日までの会議は、クールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については上着、ネクタイを着装することとします。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施しております。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとし、そのほか委員会等では義務づけしないことといたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。

先ほど議決いただきました会期日程のとおり、9日、10日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

「三重 紀北 SEA TO SUMMIT (シートゥーサミット) 2020」の大会中止に

ついてでございます。

11月14、15日に予定をしておりました環境スポーツイベント「三重 紀北 SEA TO SUMMIT（シートゥーサミット）」でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止することに決定をいたしました。例年、紀北町の海・里・山をめぐりながら豊かな自然を体感していただいております参加者の皆様、沿道で声援を送っていただきました町民の皆様、また、大会関係者の皆様には大会が中止となり、誠に残念な思いをされていることだと思います。そして、実行委員会の皆様におかれましては、大会の開催に向けて熱心にご議論をいただき、心より感謝とお礼を申し上げます。

以上、1件ご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

平野隆久議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第12

平野隆久議長

お諮りします。

日程第5 諮問第1号から日程第12 議案第58号の8件につきましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第1号から日程第12 議案第58号の8件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

人事案件8件につきましては、提案者から提案理由の説明を求めするため、一括議題といた

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件8件につきましては、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の島原3534番地、上野まみ氏が本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、同委員として老人福祉施設での経験を生かし、人権意識の向上と地域社会に根差した積極的な活動で職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の相賀1147番地9、松島保秀氏が本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成30年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、同委員として行政関係に精通するとともに、生涯学習活動を通して人権教育にも関心があり、地域社会に根差した積極的な活動で職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の引本浦876番地4、芝原孝史氏が本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成30年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、同委員として行政書士としての見識も広く、高齢者や子どもの人権に関心があり、地域社会に根差した積極的な活動で職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の高須幹生氏が平成30年7月31日をもって辞任されたことにより、後任として

東長島440番地11、石原澄子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。高須幹生氏におかれましては、平成21年7月に人権擁護委員に就任され、同委員として長年にわたり多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。後任の石原澄子氏におかれましても、食育に精通し、子どもの人権に関心があり、地域社会に根差した積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の中村由紀美氏が本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として相賀284番地8、直江ひとみ氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。中村由紀美氏におかれましては、平成30年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってまいりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。後任の直江ひとみ氏におかれましても、高齢者の人権に関心があり、人格に優れ、地域社会に根差した積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

議案第56号並びに議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案でございますが、紀北町固定資産評価審査委員会委員の奥田眞介氏、塩崎剛尚氏が本年11月27日をもって任期満了となります。2氏におかれましては、紀北町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。同委員として優れた人格と高い識見を有する2氏を引き続き選任いたしたく、議案第56号で東長島287番地19、奥田眞介氏、議案第57号で相賀717番地、塩崎剛尚氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第58号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町固定資産評価審査委員会委員の高須悦子氏が本年11月27日をもって任期満了により退任されますので、後任といたしまして東長島1058番地2、伊藤智夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。高須悦子氏におかれましては、平成27年9月に固定資産評価審査委員会委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。後任の伊藤智夫氏におかれましても、優れた人格と高い識見を有することから、適任であると判断したものであります。

人事案件は以上8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 5

平野隆久議長

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

1号ということじゃなくて、5号までの諮問のことについてお伺いいたします。

人権擁護委員候補者の推薦ということですが、初心に戻って、今までも認めてきたんですけども、改めてお伺いしたいと思います。

私たちは町会議員というと紀北町の議会の候補者なんですけれども、この場合、人権擁護委員候補者となっているんですけれども、紀北町の住民であることはそうなんですけれども、人権擁護委員としてどの部門に属するのかなと、単純なあれなんですけれどもお伺いします。紀北町には条例とかそういうものはないんですよ、人権擁護委員についての。どこの候補者なのかなと、単純なことですが、基本的なことだと思いますのでお伺いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

人権擁護委員さんにつきましては、国の人権擁護委員法に基づいて地域で活動していただいております。選任に当たりましては、担当課が町内で人格や広く地域内の実情に詳しくて、人権擁護にご理解のある方を担当課として議会のほうに推薦させていただいて、議会でご意見をいただきまして、町長が国に推薦して、その中で法務大臣が委嘱するという形になっております。

以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

法務大臣で国に推薦するということなんですけれども、具体的にはどこに属するのかなという1回目の質疑だったんですけれども、熊野市というんですか、熊野には人権擁護委員会の審議会というのがあるんですけれども、多分そこに属するのかなと思って質疑もしたんですけれども、そのところを確かめたくて、そうなるのかなと思います。

そして、そのところの説明と、あと多分これ皆さん3年で任期なのかなと思いますが、そのところと、欠員の場合、諮問第4号のほうにいくんですけれども、平成30年7月31日、4号になってくるんですけれども、すぐじゃなくても補完というんですか、こういうふうになる理由をお伺いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

人権擁護委員さんに関しましては、先ほどの議員もおっしゃっていただいた委員会にも属しますが、管轄としては熊野の法務局さんが管轄をさせていただいております。その中で任期のほうは3年という形になります。

紀北町の人権擁護委員さんとして地域の人口とか状況に応じまして、紀北町としては8人の委員さんを選任することができるというふうになっておりまして、期間に関しては適任者を探す時間とかありますので、その中で見つかったときに議会にご意見を聞いて、国へ出すという形になっております。

以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

人権擁護委員さんというのをよく聞くんですけれども、その人権擁護委員法というのは昭和24年にできておるということで、私、24年生まれでもう70年ぐらいたつのかなと思うんですけれども、ほかの外国にはないこの人権擁護委員法というのがあるというお話も聞いているんですけれども、具体的にはこの1年間、熊野に属して紀北町でどのような活動をされるのかお伺いします。

平野隆久議長

住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

人権擁護委員さんに関しましては、人権に関する相談会を年4回開催していただくほかと、あと保育所と高齢者施設に訪問していただきまして、人権のPRというか、演劇も含めた人権のそういった周知の活動もしていただいております。そのほか町内のイベントとか、あとは学校関係のほうに人権の啓発物品を配っていただいたりとか、あと前年になりますと民生委員さんとの合同の研修会や、あと国とか熊野のほうで開催されます人権の擁護活動のそういった相談会、あるいは研修会のほうに参加していただいておりますという形になります。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君、先。

12番 入江康仁議員

偶然、近澤議員が、私も常々この人権案件について、今回出されておるんで。

先ほど住民課長言ったけれども、近澤議員も言っておるのは人権保護法に基づいてのことじゃなくて、ちょっと違っておったらご勘弁いただきたいんだけど。私の考えはこの推薦、それで認定するのは議会ですね。さっき住民課長は推薦して、町長が国にまた推薦するとあった。あくまでも議会で承認されての推薦でしょう、それは。違うの。だから答弁は先走っておるもので、そこはあんたちちょっと訂正せないかんよ。

要は私が聞きたいのは、候補者から推薦するまでの過程やな。私も言いたいのは、この推薦者に関して候補者の段階で、私は議会にも、私どももいっぱいおるわけですよ、候補者と、この人いいあれだなど、候補者だなど思うことがある。しかし、私どもは推薦する何もあれがないわけです。認定するだけです、出されて。だから候補者が出たとき、推薦の理由はここに書いてある。しかし、候補者を出すときには、やはり議会にも一応いいような方がいませんかと。あなたたち住民課1つの中で全体をシェアして候補者を絞ってするという、これ重大な責任ですよ。

我々は今回の人事案件に対しては、悪いとは言いません。この人たちは何も問題ないんだけど、人権案件に対しての私の考えを言うておる。だからもっと優れた人もいるし、適

任者もいるわけですよ。これから見ると役場の退職者、ちょっとそれならさっきこの1番目に介護のところにおったからとか、そういうようなただ単純なあれやな、推薦意見を書いておるけれども。私どももやはり候補者決めるまでには議会の意見も聞き、議会からもいい人いないかと。その中で住民課も候補者を、あんたたちの推薦できる方々とみんなミックスしてのやっぱり推薦の仕方に変えていただいたらどうかと、私はそう思うんですよ。

だから今までずっとあったけれども、たまたま2人が同じこと、あれと思ったんだけど、これは大事なことやと思うんです。認定するまでの候補者選びのところ、やはり議会にも1回相談するか、候補者いますかというようなこともちょっと過程としてつけ加えてもらってもいいんじゃないかなと思うんだけど、これは担当課長やなくて町長の考えなん、町長の考え、ちょっとお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のお話しすると、基本的には多くの人意見を聞いて、特に町民の代表の議員の意見を聞きなさいということだとは思いますが、人権擁護委員とかいろいろ個人の情報もたくさんございますので、我々のほうとしては、ほかのいっぱい議決してもらうのもございますよね。そういうこともございまして、我々のほうで探させていただいて、打診をさせていただいて、議会のほうへ上げさせていただいているというような状況でございますので、この議場において判断していただければありがたいなと思っております。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それに関しては、町長、以前もいろんな意見があって、実際言うて最初この案件のするときに、写真も分からない、ただ名前だけのときの議案提案のときもあった。全然、私どもが分からない人を分からないなりに承認せえというのも無理じゃないかと。その中で写真をつけるということで、一つの改革をやってきた。しかし、写真を見ても、私どもは分からん人いっぱいおるわけですよ、知らない人が。それを推薦意見だけで判断せえというのも、ほんで町長、今言われるいろいろな要素、個人情報とか何とかといろんなことを言うておるけれども、重要な人材を認定するということは、より本当に難しいものだと思うんですよ、私は。だからやはり議員がみんなこの方だったらなと言えるような推薦の仕方を、一旦もとに戻

って皆さんの意見もまだ出ると思うんですけども、立ち止まって1回また推薦の、今回の人事案件はもういいです、これで。次からの人事案件にはそういうような意見も交えた中で推薦に、形になるようにできることはできませんか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前もそういうお話が出まして、事前に全協等で合わせたりとかいろいろ話も伺ったこともあるんですが、やはり受けていただくという立場があって、議員の皆様にお会いしてやっていくということが果たしてどうかなという気持ちもございますので、我々といたしましては、今ご意見としてお聞きさせていただきますが、今現状のような形で提案させていただいていると、そのような次第です。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいや、候補者に対して面接だ、いろんなことを聞いたりということをおるんじゃないんです、町長。我々は資料の中で判断できるように、もっと我々も考えているやっぱり人材的なものもたくさんおるけれども、そういう人たちのやはり推薦も議員推薦ということで上げて、考慮してできないかということなんです。今、執行部1本でやっておるでしょう。議員提案として議員からの推薦もあつたら、それを交えてでも一緒に推薦、候補者として取り上げて、人事案件の中へ入れてもらえないかということをおるんです。そこなんです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃることもよく分かるんですけども、我々としてもいろいろな情報を収集させていただいた上で議会へ上げさせていただいておりますので、議員のご提案も意見としてお聞きさせていただいて、今後の選択の上でどうすればいいのかということも踏まえます。そういうことも踏まえますが、なかなかこういう委員の選出につきましては、多岐にわたるそういう委員もありますので、なかなか難しいというのもちよつとご承知いただきたいなと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

近澤さんと入江議員と、そのプラス私のちょっと質問を受けていただきたいんですけども、私はやっぱりよく、このほかに委員というのは、民生委員とか教育委員とか、ほかにまだあると思うんです。いろいろ話、知り合いの人から聞くと、なかなか受け手がないと。引受手がないと、そういう話はよく聞きます。そういう立場で質問いたしたいんですけども、日常の年4回、今、会議に参加して、何かそれぞれまたそれ以外にも打合せや何かあると、そういう話聞きました。

それで、1つは報酬、手当、手当は人権擁護委員と、それから何か紀北町固定資産評価何とか、それと、これは人権だけ。それは、手当というのはどんなものかなということと、それから先ほど入江議員がいろいろ意見を述べていました。そういう意見含めて、要するにそういう人を選ぶプロセス、要するに私が先ほど言ったように、引受手がないと、そういう中で、じゃどんな苦労があるのかなと、その2点。要するに選ぶ苦労と、それから引受手がないということも含めて、それと年間の手当、その辺をお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

住民課長。

上村毅住民課長

すみません、人権擁護委員さんのまず手当のほうからご説明させていただきます。

人権擁護委員さんに関しましては、人権擁護委員法に関しまして、第8条に「人権擁護委員については給与等を支給しない」という明文がございます。その中で、活動の中でももちろん研修へ行っていただいたりする部分とか、そういった部分につきまして、国のほうから費用弁償は支払うという明記がございます。

あと、人権擁護委員さんの選定につきましては、やはりここに上げさせていただいた候補者だけではなくに、何人か課のほうで選考させていただいて、それぞれ状況、ご家庭にお伺いして人権擁護委員さんの業務等をご説明させていただきますが、やはり年齢もあるのか、ご家族の介護とかそういった理由でお断りになられる方もおられますので、その中で選任していただくというのは難しいというふうなことを柴田議員のところに耳に届いているのかと思われま。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

平野隆久議長

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

平野隆久議長

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

平野隆久議長

日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

平野隆久議長

日程第9 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

入江康仁議員。

12番 入江康仁議員

先ほどちょっと町長にまたお尋ねしようと思っておったんですけども、町長。これやはり議会で仮に否決された場合はどうなるんですか。そうでしょう。否決された場合は、また違う候補を選ばなんわけでしょう。

今回のこの人事案件に対しては何も問題ないですよ。ただ、先ほどの町長のいろいろな個人的なこともあると、プライバシー的なこともあるんでということも言ったからあれだけでも、否決された場合は、それならまた違う候補者を出してくるんですか。そのところをちょっと明確に。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ推薦の意見を求めて同意をいただかないと、推薦はできないということになっておりますので、新たな方をまた探さなければいけないということになります。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

平野隆久議長

日程第10 議案第56号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

平野隆久議長

日程第11 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

平野隆久議長

日程第12 議案第58号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

平野隆久議長

これで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

それでは、10時25分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 14分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 25分)

日程第5

平野隆久議長

それでは、これより討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しまし

た。

日程第 6

平野隆久議長

日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、諮問第 2 号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第 7

平野隆久議長

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第8

平野隆久議長

日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、諮問第4号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第9

平野隆久議長

日程第9 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、諮問第5号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第56号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10 議案第56号について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11 議案第57号について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第58号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12 議案第58号について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13～日程第27

平野隆久議長

お諮りします。

日程第13 議案第59号から日程第27 認定第5号までの15件については、提案理由並びに内容説明を求めるため一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第27までの15件については、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第59号 新町建設計画の変更についてであります。東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正されたことにより、合併特例事業債を起こ

すことができる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画の全部を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うことから、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてであります。海野小学校の閉校に伴い、令和3年4月から海野地区及び古里地区と西小学校間の児童の送迎に使用するスクールバスの購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,389万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,730万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,748万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,051万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1億7,906万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定について、この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和元年度の決算でございますが、認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、10件の議案、5件の認定につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

平野隆久議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第59号についての内容説明を求めます。

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

それでは、議案第59号 新町建設計画の変更につきましてご説明させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。

議案第59号 新町建設計画の変更について

新町建設計画の全部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第5号第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正されたことにより、合併特例事業債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画の全部を変更する必要が生じたためでございます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月25日に施行されたことによりまして、被災市町村以外の合併市町村の合併特例事業債を起すことができる期間が、平成27年度の改正では合併年度に続く10年度から15年度に改正がありましたが、今回は合併年度に続く15年度から20年度に改正されました。

皆様ご承知のとおり、合併特例事業債は普通交付税の算入率の大きい有利な地方債であります。新町建設計画に基づき借入れすることができるものでありますことから、合併特例事業債を有効に活用し、継続して町の一体性を確立し、さらに地域全体の均衡ある発展を目指すため、本計画を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、計画期間の延長、財政計画の見直し、合併特例債を充当しようとする事業の追加等を改正しております。

また、新町建設計画は町の総合計画に即して策定しております関係から、平成29年度に第2次総合計画を策定し、構成等大きく変更しておりますことから、これに即した形で町の将来像、各施策の分類等も変更しております。

ただし、新町建設計画はあくまで新町の基本方針として作成された計画でありますので、基本方針の変更はいたしておりません。

また、それ以外につきましても、基本的に変更がなくてよいということになってございますが、人口等の新町の概況等につきましては、できるだけ新しい数値に変更いたしました。

変更後の新町建設計画の内容につきましては、議案書18ページから72ページとなります。内容につきましては、去る8月26日に開催させていただきました議会全員協議会において、資料に沿ってご説明をさせていただいておりますが、今回、配付させていただきました改正箇所に関する説明資料①は変更案の新町建設計画になりますが、変更箇所を赤文字で記載させていただいておりますので、本日はこちらを用いましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、改正箇所に関する説明資料②は、平成27年9月に変更した現行の新町建設計画になります。

それでは、改正箇所に関する説明資料①の1から3ページをご覧ください。

1から3ページは目次であります。現行の第2次総合計画に即した形に変更しています。

4ページをご覧ください。

第1章 序論、第1節 合併の必要性、1 歴史的経緯であります、上から4行目、5行目の「現在、」、「現在の」という文字を削除しています。

次に、2. 人口減少・少子高齢化社会への対応であります、記載のとおり変更案では高齢化率等、最新の数値に変更しています。

6ページをご覧ください。

3. 計画の期間であります、法律改正に合わせ新町建設計画を5年延長するというところで、現行は平成18年度から平成32年度までの15か年度とさせていただきますが、変更案は平成18年度から令和7年度までの20か年度としています。

7ページから10ページをご覧ください。

第2章 新町の概況、第2節 気候、第3節 面積、第4節 人口と世帯、第5節 産業構造であります、記載のとおり降水量や面積、人口や世帯数、就業人口や総生産等を表やグラフとともに最新の数値に変更しています。

11ページをご覧ください。

第3章 主要指標の見通し、第1節 人口、1. 総人口及び2. 就業人口につきましても、記載のとおり変更案では人口や高齢化率、就業人口等を最新の数値に変更しています。

12ページ、13ページをご覧ください。

人口の実績と予測になりますが、変更案では生産年齢人口や年齢階層別人口比率等を表やグラフも併せて、予測可能な範囲で最新の数値に変更しています。

14ページをご覧ください。

第4章 新町建設の基本方針、第1節 新町の基本理念につきましても、変更案では人口や高齢化率等を予測可能な範囲で最新の数値に変更しています。

15ページをご覧ください。

第2節 新町の将来像であります、現行では第1次総合計画の将来像である「自然の鼓動を聞きみなが集い、にぎわうやすらぎのあるまち」となっていますが、変更案では第2次総合計画の将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」に変更しています。

16ページをご覧ください。

第3節 新町のまちづくり方針につきましても、現行では第1次総合計画の政策体系となっておりますが、変更案では第2次総合計画の政策体系にしています。

17から49ページの第5章 新町の施策であります。現行では第1次総合計画の内容に沿った政策体系による主要施策となっておりますが、変更案は第2次総合計画の内容に沿った政策体系による主要施策となるよう、主要施策の組み替えや事業及び文言の追加、修正、削除を行っています。

追加しました事業等につきまして、説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

項目1. 防災・消防における主要事業としまして、河川堆積土砂撤去事業や河口閉塞対策事業等を追加しています。

21ページをご覧ください。

項目4. 道路・交通・港湾における施策としまして、丸つき文章上から6つ目となりますが、バス路線空白地域の解消を図るため、自主運行バスの導入を図りますとなっておりますのを、新交通システムの導入に合わせてバス路線空白地域の解消を図るため、自主運行バスやデマンド運送等の導入を図りますに変更しています。

22ページをご覧ください。

項目5. 住宅における主要事業としまして、危険空き家の把握と対策と空き家バンクの活用促進を追加しています。

25ページをご覧ください。

項目8. 情報化における施策としまして、昨今の情報化の流れに対応して、第5世代移動通信システム（5G）の普及に伴い、テレワークやweb会議システムなどの活用について調査、研究し、情報共有の迅速化、業務の効率化などを図りますという文章を追加しています。

27ページをご覧ください。

項目2. 高齢者福祉の説明文としまして、地域で支え合いながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向け、認知症予防、介護予防、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図ります。また、いきいきクラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがづくりや就業機会の拡大、地域でのコミュニケーションの充実など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図りますといった文章を追加しています。

31ページをご覧ください。

項目5. 健康づくり・医療における施策としまして、丸つき文章上から4番目となりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、感染症の有効情報を提供し、予防知識

の普及啓発に努めますとなっておりますのを感染症については、予期せぬ流行も考えられることから、感染症流行等について正確な情報を把握し、迅速な情報提供を行うことで予防知識等の普及啓発に努めますに変更しています。

また、丸つき文章下から2番目になりますが、医療（診療所）等の整備に対する支援に努めますとなっておりますのを医療（診療所）等の整備については、地域医療の状況を把握し、実情に応じた支援に努めますに変更しています。

36ページをご覧ください。

項目2. 林業における主要事業としまして、みえ森と緑の県民税市町交付金事業等を追加しています。

また、項目3. 水産業における施策としまして、丸つき文章下から2番目になりますが、衛生的で新鮮な水産物を届ける産地市場を目指す取り組みを推進しますといったトレーサビリティの考え方を踏まえ、追加しています。

39ページをご覧ください。

項目5. 観光における施策としまして、丸つき文章上から3番目になりますが、増加している外国人観光客への対応ということで、外国人観光客に対応するため、インバウンド対策に取り組みますといった文章を追加しています。

43ページをご覧ください。

項目4. スポーツにおける施策としまして、丸つき文章上から4番目になりますが、健康増進施設が建設されたことを受けまして、健康増進施設を拠点として、効果的な運営と利用促進を図ることにより、住民の運動する機会を創出し、健康増進や介護予防に努めますといった文章を追加しています。

47ページをご覧ください。

項目3. 人権男女共同参画における施策としまして、一番上の丸つき文章になりますが、LGBT（性的マイノリティ）に関する正しい情報により、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしい生活ができるよう支援を行いますといった文章を追加しています。

次に、50ページをご覧ください。

第6章 新町における県事業の促進、第1節 三重県との協力、連携であります。現行では三重県は、新町の合併後の一体的なまちづくりや地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを支援するとともに、新町と連携し、県事業の効果的な推進に努めますとなっておりますが、計画期間の延長に伴う県事業の見直しということで、変更案は新町は、一体的なまちづ

くりや地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進するために、県事業の推進に協力、連携していきますに変更しています。

また、第2節の新町における主な三重県事業であります。現行では三重県は、新町の建設計画において取り組む「生活基盤の整備」、「産業の振興」、「観光産業の推進」に関し、以下の事業に取り組みますとなっておりますが、変更案は新町が建設計画において取り組む「生活基盤の整備」、「産業の振興」、「観光産業の促進」に関し、県事業の推進に協力、連携していきますに変更しています。

なお、50ページから53ページの1. 生活基盤の整備、①道路の整備促進、②港湾・海岸の整備、③河川対策の促進、④治山・砂防・急傾斜地対策の促進、2. 産業の振興、①農業の振興と③水産業の振興、3. 観光産業の促進、①レクリエーション都市の整備促進における各事業名等につきましては、記載のとおり町名変更や事業進捗による計画変更等によりまして、三重県との協議により変更しております。

53ページをご覧ください。

第7章 公共的施設の統合、整備であります。町立保育所の閉園に伴い、変更案は保育園やという文字を削除しています。

54ページをご覧ください。

第8章 財政計画、第1節 策定の基本的な考え方、1. 計画期間であります。法律改正に合わせ、新町建設計画を5年延長するということで、現行は2006年度（平成18年度）から2020年度（平成32年度）までの15か年計画となっておりますが、変更案は2006年度（平成18年度）から2025年度（令和7年度）までの20か年計画に変更しています。

また、3. 考慮事項であります。現行では財政計画の算定の基準値を平成25年度の決算額にしていますが、算定年度を変更しまして、変更案は算定の基準値を令和2年度の予算額に変更しています。

また、54ページから56ページにかけての第2節 歳入歳出の計算方法、1. 歳入①から⑥、2. 歳出①から⑦のそれぞれの用語の定義につきましては、財政シミュレーションの考え方及び文言を変更したことから、記載のとおり変更しております。

57から58ページをご覧ください。

財政計画表であります。現行の計画表は平成18年度から平成25年度は決算額、平成26年度から平成30年度は見込額となっております。法律改正に合わせ、新町建設計画を5年延長するということで、変更案は平成18年度から平成30年度は決算額、令和元年度から令和7年

度は見込額に変更しています。

58ページの財政計画の歳入、地方債、うち合併特例債の欄をご覧いただきたいのですが、平成18年度から令和7年度の合併特例債の合計額は82億6,450万円となっています。

また、平成18年度から平成30年度までの実績は60億2,310万円、令和元年度から令和7年度の見込額は22億4,140万円となっています。

以上、今回の新町建設計画の変更につきましては、計画期間の延長ということを目に置き、必要最小限の修正にとどめ、法手続に従って、あらかじめ県事業もございますので、三重県等とも協議をしています。

これで議案第59号についての内容説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

平野隆久議長

次に、議案第60号についての内容説明を求めます。

上野総務課長。

上野和彦総務課長

それでは、議案第60号について説明させていただきます。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うことから、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

今回の整備条例の対象となる条例は、紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例、紀北町国民健康保険条例、紀北町後期高齢者医療に関する条例の3条例であります。

改正内容が同じであることから、これらを一括して改正しようとするもので、令和2年度の税制改正に伴う所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法の一部が改正され、今回改正の対象となる条例のそれぞれ附則に定める延滞金の割合の特例に関する規定について、同法から引用している名称等の整理を行う必要性が生じたため、所要の改正を

行うものであります。

74ページをお願いいたします。

これは、関係する3条例の一部改正の整備に関する条例を定める制定文であります。

第1条が、紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年紀北町条例第77号）の附則第3項について、第2条が、紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の附則第8項について、第3条が、紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の附則第4条について、それぞれ一部改正をしようとする改め文であります。

なお、第1条から第3条までは、それぞれ同じ改正内容を定めたものとなっております。改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

76ページをお願いいたします。

これは、整備条例第1条の紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、附則第3項の改正に係る新旧対照表であります。

次の77ページは、整備条例第2条の紀北町国民健康保険条例の附則第8項の改正に係る新旧対照表、その次の78ページは、整備条例第3条の紀北町後期高齢者医療に関する条例の附則第4条の改正に係る新旧対照表で、改正内容は3条例とも全て同じでありますので、76ページで説明をさせていただきます。

右が旧条例、左が新条例で、下線部分が改正箇所にあたります。

各条例の附則に定められている延滞金の割合の特例の規定について、旧条例では特例基準割合としている名称を新条例では延滞金特例基準割合に改めていますが、名称の変更で内容に変わりはありません。

また、旧条例では前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合としているのは平均貸付割合のことであり、新条例ではこれを改正後の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に改めていますが、新旧どちらも同じものであります。

さらに、旧条例では特例基準割合適用年としているのを新条例ではその年に改めるもので、いずれも同じものであります。

なお、今回の改正は租税特別措置法の改正に伴い、引用する名称等の変更を行うものであり、延滞金の算定などの取扱いに変更はございません。

ここで、74ページにお戻りください。

施行期日は、整備条例附則第1項により令和3年1月1日となっており、関係3条例のい

ずれも今回の改正の適用はこの日からとなります。

また、附則第2項は、それぞれの条例について経過措置を定めたものであります。

以上で議案第60号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第61号、62号についての内容説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第61号についてご説明させていただきます。

議案書79ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

まず初めに、条例改正の内容でございますが、特定地域型保育事業所の連携施設の確保の特例に関する規定について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

特定地域型保育事業所とは、現在、紀北町にはございませんが、少人数の単位で0歳から2歳児の子どもを保育する事業でございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

81ページをご覧ください。

第2条第23号につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、条ずれが生じたことによる改正でございます。

第42条第4項につきましては、現行では特定地域型保育事業所は、満3歳で卒園する事業の受け皿となる連携施設を確保することとされておりました。今回の改正により、特定地域型保育事業所を卒園した後において、引き続き教育または保育が受けられるよう必要な措置を

講じているときは、連携施設の確保は不要とするものでございます。

ここで、恐れ入りますが、80ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日から施行するものでございます。

議案第61号につきましては以上でございます。

宮地浩福祉保健課長

続きまして、議案第62号についてご説明させていただきます。

議案書82ページをご覧ください。

議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

まず初めに、条例改正の内容でございますが、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に指定都市、中核市の長を追加する改正と、放課後児童支援員認定資格研修の修了に関する経過措置の延長について、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

84ページをご覧ください。

第8条第1項につきましては、常用漢字以外の漢字を用いていたものを平仮名表記としたものでございます。

続きまして、第10条第3項につきましては、現行では放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるのは都道府県知事としております。これに加え、研修の受講機会の拡大を図るため、指定都市、中核市の長も追加したものでございます。

続きまして、附則第2条につきましては、現行では放課後児童支援員は、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければなりません。現行では令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含むとして経過措置を設けておりましたが、この経過措置を延長する改正でございます。

ここで、恐れ入りますが、83ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案61号から62号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第63号についての内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

おはようございます。

それでは、議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてご説明いたします。

議案書85ページをお願いします。

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 スクールバス 1 台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 815万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀820番地 1
有限会社山口自動車工業
取締役 山口公孝

令和 2 年 9 月 8 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

海野小学校の閉校に伴い、令和 3 年 4 月から海野地区及び古里地区と西小学校間の児童の送迎に使用するスクールバスの購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

議案書86ページをお願いします。

議案書86ページ、資料 1 につきましては、スクールバス購入に伴う購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が815万円であります。この契約金額は、物品価格の740万9,091円に10%の消費税74万909円を加えたものであります。入札は、一般競争入札により2者の参加があり、最低価格を提示した有限会社山口自動車工業が落札しました。

予定価格の882万900円に対する落札率は92.4%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、台数1台、車種、日野リエッセII GX、車両型式、2KG-XZB70MZRT EYロングボデー、スクールバスとしての架装は1式であります。

これらの内訳であります。車両につきましては、乗車定員が29名（うち乗務員1名）、寸法としましては、全長6,990mm、全幅2,080mm、全高2,635mmであります。エンジンはディーゼルエンジン、排気量は4,009cc、トランスミッションは6速ATでございます。

架装につきましては、自動スイング扉（電動補助ステップ付）、後面窓電熱ヒーター、カーナビ、バックカメラ、室内放送アンプ、傘立て、カーテン、サンバイザー、サイドバイザー、フロアマット、車両文字入れ、LED室内灯、停止表示板でございます。

納入期限は令和3年3月26日であります。

議案書87ページをお願いします。

議案書87ページ、資料2につきましては、日野リエッセII GXの前方から見た外観と内装、架装の自動スイング扉、電動補助ステップ、寸法を表示いたしました外観図でございます。

以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩といたします。11時25分まで。

(午前 11時 11分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

平野隆久議長

次に、議案第64号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,389万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,730万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正であります。緊急浚渫推進事業3,050万円の追加と合併特例事業を990万円増額し、1億5,890万円に変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金251万9,000円の増額は、国外転出者のマイナンバーカード等の利用のためのシステム整備に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新たに計上するものでございます。

第2目・民生費補助金185万円の増額は、老人ホーム赤羽寮の新型コロナウイルス感染症対策に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金1,100万円の増額は、矢口漁港海岸保全事業に対する海岸保全施設整備費補助金を増額するものでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金16万円の増額は、ひとり親世帯臨時特別給付金の事務費に対する三重県ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金54万6,000円の増額は、イノシシ捕獲強化事業費補助金を新たに計上するものでございます。

第9目・災害復旧費補助金917万9,000円の増額は、林道災害復旧事業費補助金を新たに計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第2項・財産売却収入、第4目・出資金返還金800万円の増額は、海山物産株式会社出資金返還金を新たに計上するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億7,359万4,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするためのものでございます。

第18款・第1項・第1目ともに繰越金3億5,283万7,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和元年度決算に基づく前年度繰越金3億6,283万7,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

9ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項・第6目ともに雑入100万円の増額は、1名の消防団員福祉共済遺族援護金を第5節・保険金に新たに計上するものでございます。

第20款・第1項ともに町債、第4目・農林水産業債990万円の増額は、海岸保全施設整備事業債を増額するものでございます。

第6目・土木債3,050万円の増額は、大船川と片上川の河川維持補修事業債を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第2項・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は251万9,000円を増額し、5億7,903万7,000円とするものでありますが、マイナンバーカード普及事業で社会保障・税番

号制度システム整備の委託費を新たに計上するものでございます。

第5目・財産管理費は1億8,950万円を増額し、5億6,005万円とするものでありますが、基金管理事業で繰越金の財政調整基金への積立てと、海山物産株式会社出資金返還金を地域づくり事業基金に積み立てるための積立金の増額でございます。

11ページをご覧ください。

第3款・民生費、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は75万9,000円を増額し、5億4,299万7,000円とするものでありますが、後期高齢者医療特別会計繰出金で平成30年度療養給付費負担金の確定による繰出金の増額でございます。

第2目・養護老人ホーム費は185万円を増額し、1億1,040万1,000円とするものでありますが、老人ホーム管理運営事業で新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や備品購入費等を新たに計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は52万7,000円を増額し、1億9,494万2,000円とするものでありますが、児童手当等支給事業でひとり親世帯臨時特別交付金の通信運搬費等の事務費と児童手当システムの改修委託費を新たに計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は128万6,000円を増額し、7,311万1,000円とするものでありますが、海岸環境整備事業19万8,000円は和具の浜の料金徴収機修繕費を、一般土地改良事業54万2,000円は小山浦地区と馬瀬地区のパイプラインの修繕費を新たな計上と、有害鳥獣駆除事業54万6,000円はイノシシ捕獲報償費を増額するものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は2,266万円を増額し、3億1,181万5,000円とするものでありますが、海岸保全施設整備事業で矢口漁港海岸保全の事業委託費を増額するものでございます。

15ページをご覧ください。

第6款・第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は446万2,000円を増額し、5,353万1,000円とするものでありますが、道の駅マンボウ管理事業で看板の設置工事費等を新たに計上するものでございます。

16ページをご覧ください。

第7款・土木費、第3項・河川費、第2目・河川施設費は1,850万円を増額し、3,650万円とするものでありますが、河川改修及び維持補修事業で河川維持補修工事費の増額と今年度新設されました緊急浚渫推進事業債への財源構成でございます。

17ページをご覧ください。

第8款・第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は100万円を増額し、4,104万9,000円とするものでありますが、消防団員活動事業で1名の福祉共済遺族援護金を新たに計上するものでございます。

18ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は1,083万4,000円を増額するものでありますが、国補林道災害復旧事業988万2,000円は林道野又越線で工事費と補償費を、町単林道災害復旧事業95万2,000円は林道ジャグラ谷線ほか、2件の工事費を新たに計上するものでございます。

19ページからは地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、20ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は130億3,369万7,000円であり、当該年度中の起債見込額は今回の補正分4,040万円の増額により19億1,820万円となり、当該年度中の元金償還見込額の13億3,270万8,000円を差引きしますと、当該年度末現在高見込額は136億1,918万9,000円となる見込みでございます。

21ページからは給与費明細でございます。

今回の補正につきましては、職員分のみでございます。

23ページをご覧ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金の事務費といたしまして、職員の時間外勤務手当5万円の増額を行うもので、これにより変更後の職員手当が3億6,512万7,000円、合計では12億4,322万4,000円となります。

戻りますが、22ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は5万円を増額し、17億358万1,000円となります。

以上で、議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第65号、66号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,748万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項・第1目ともに積立基金繰入金1,765万5,000円の減額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

第6款・第1項・第1目ともに繰越金4,765万8,000円の増額は、前年度事業費の精算による剰余金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第6款・第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金1,744万6,000円の増額は、繰越金の精算により積み立てるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金1,255万7,000円の増額は、前年度特定健康診査、保健指導負担金や保険給付費等の交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で、議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第66号の令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,051万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金75万9,000円の増額は、過年度分の後期高齢者医療療養給付費の負担分の精算に伴う一般会計からの繰入金でございます。

第5款・第1項・第1目ともに繰越金364万8,000円の増額は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

第2款・第1項・第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金440万7,000円の増額は、広域連合納付金のうち保険料負担金の増額でございます。

以上で、議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第67号についての内容説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,906万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正につきましては、歳入予算の組み替えと国の2次補正に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設による補正を行うものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明させていただきます。

それでは、歳入予算についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,013万5,000円を減額し、1,181万2,000円とするものでございます。

第6款・第1項・第1目ともに繰越金は1,013万5,000円を増額し、1,013万6,000円とするもので、令和元年度決算による歳計剰余金でございまして、この歳計剰余金を基に第5款・繰入金と第6款・繰越金の歳入予算の組み替えを行うものでございます。

続きまして、第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として190万円を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は190万円を増額し、1億7,505万4,000円とするものでございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品購入費等を新たに計上するものでございます。

以上で、議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第68号についての内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についてご説明させていただきます。

議案書の88ページをお願いいたします。

議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号第32条第2項）の規定により、令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金1億21万3,320円のうち50万円を減債積立金に積立て、781万5,481円を建設改良積立金に積立てたいので、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

89ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4. 令和元年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高1億21万3,320円のうち議会の議決による処分額といたしましては、当年度純利益831万5,481円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に50万円、建設改良積立金に781万5,481円を積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩といたします。午後1時までです。

(午前 11時 49分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

次に、決算関係であります。まず最初に、認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和元年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算

令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度紀北町土地開発基金運用状況調書

令和元年度紀北町育英基金運用状況調書

令和元年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

令和元年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

令和2年7月29日から令和2年8月20日まで

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛、太田哲生議員です。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他書類との照合を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は115億321万494円であり、前年度に比べ5億7,584万231円(5.27%)増額となっている。財源別に見ると、自主財源は、30億8,449万7,418円で前年度比4.54ポイントの減少、依存財源は、84億1,871万3,076円で前年度比9.39ポイントの増加となっている。

自主財源減額の主な要因としては、寄附金が前年度対比5,408万9,000円(34.73%)の減額となり、特にふるさと納税の受入金額が前年度1億5,575万2,000円から6,504万7,000円減少し9,070万5,000円に、件数も前年度7,473件から2,299件減少し5,174件となっている。これは、令和元年6月の地場産品基準の見直しの影響があると思われるが、受入金額は平成29

年度をピークに減少に転じているため、引き続き魅力ある返戻金の選定に努めていただきたい。

主たる自主財源の町税では、2年ぶりに対前年比で上昇し、887万4,348円（0.61%）の増額となった。また、収納率も前年度から0.16ポイント上昇し、95.61%となっている。しかし、5年前の平成26年度と比較して、決算額で8,140万7,088円減少しており、紀北町における少子高齢化による就労人口の減少が続いていくことが予想されることから、引続き収納率の向上とふるさと納税の促進等により、自主財源の確保に努められたい。

一方、一般会計の歳出決算額は111億908万5,377円で、前年度より5億6,895万5,050円（5.40%）増額となった。これは、三浦漁港・矢口漁港海岸保全施設整備事業や防災行政無線デジタル化事業のほか、クリーンセンター改修事業、紀伊長島地区学校給食センター整備事業など、紀北町第2次総合計画前期基本計画に基づく事業で、3年連続で100億円を超える決算となっており、目標の達成に期待したい。

令和元年度より森林環境譲与税が創設され、間伐や人材育成、木材利用の促進などの財源に充てられることから、地域の木材関連産業の活性化に十分役立てていただきたい。

また、来年開催される予定の「三重とこわか国体」、「三重とこわか大会」や、世界遺産登録15周年を迎えた「熊野古道（紀伊山地の霊場と参詣道）」、「奇跡の清流 銚子川」など、自然豊かな当地域の魅力を発信する絶好の機会となっているように思われる。来訪客に対しては、おもてなしの心を忘れることなく、町内への誘客に取り組んでいただき、交流人口の増加による地域経済の活性化につなげていただきたい。

しかしながら、令和2年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、三重県内及び町内の経済は極めて厳しい状況にある。緊急事態宣言が解除された5月以降においても、感染拡大が止まらず、町内でのイベント等も中止になっており、今後の経済の見通しも不透明であることから、国、県としっかり歩調を合わせ、きめ細かな支援策により、1日でも早く町内に活気が戻ってくるような施策を進めていただくことを切にお願いしたい。

続きまして、令和元年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和元年度紀北町水道事業会計決算

2 審査の期間

令和2年6月25日から令和2年8月20日

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛、太田哲生議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、3ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績は概ね良好であると考えられる。

現年収納率については、99.33%と昨年度に比べ0.01ポイントの上昇となっており、引き続き高い水準を維持している。

年間有収水量率については、56.3%と昨年度に比べ0.8ポイントの減少となっており、県下でも低い状況にある。令和元年度の建設改良工事については、三浦浄水場設備更新工事、馬瀬地区や上里地区、呼崎地区などで配水管布設替工事が行われている。昨年と比較して有収水量が増加した浄水場も存在するが、全体の有収水量率は減少しているため、一層の耐震管の更新等の対策を講じていただきたい。

紀北町では近年、給水収益が減少傾向となっている。原因の一つとして、給水人口の減少とともに、空き家等の増加により、基本料金のみを支払いとなっている家屋が増加していることも考えられる。

一方で、営業費用は横ばいで維持しており、経常利益が減少傾向にあるため、収支のバランスについて分析と対策を進めていただきたい。

水道事業は、住民生活を支える極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅

速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

平野隆久議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

協会計管理者。

脇俊明会計管理者

それでは、令和元年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の90ページをお願いいたします。

認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、決算書における各会計への歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元に配付させていただきました決算説明資料を併せてご参照をお願いいたします。

それでは、一般会計歳入から説明させていただきますので、決算書の13ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。

町税全体の収入済額は14億6,117万2,355円、調定額は15億2,824万4,001円で、徴収率は95.61%、前年度が95.45%で0.16%の増となり、このうち現年度分の徴収率は98.56%、滞納繰越分の徴収率は33.71%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は8,829万3,006円、第3款・利子割交付金の収入済額は154万5,000円、15ページでございます。

第4款・配当割交付金の収入済額は789万9,000円でございます。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は430万1,000円、第6款・地方消費税交付金

の収入済額は2億8,411万1,000円、第7款・自動車取得税交付金の収入済額は1,786万4,199円、第8款・地方特例交付金の収入済額は1,515万8,000円、第9款・地方交付税の収入済額は41億5,489万1,000円、第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は109万3,000円、第11款・分担金及び負担金の収入済額は4,604万5,930円で、主な収入は、第2項・負担金、第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金等でございます。17ページをお願いします。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は2億361万9,476円で、主な収入は第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料は町営住宅使用料等、第7目・教育使用料は健康増進施設使用料等でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、戸籍住民手数料等でございます。

19ページをお願いいたします。

第13款・国庫支出金の収入済額は9億2,766万2,376円で、主な収入は、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費等国庫負担金、児童手当等負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金等でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、地方創生推進交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等、第2目・民生費補助金はプレミアム付商品券事業費等補助金、同じく事務費補助金繰越分、子ども・子育て支援交付金等、第3目・衛生費補助金は循環型社会形成推進交付金等、第4目・農林水産業費補助金は農山漁村地域整備交付金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金は社会資本整備総合交付金、第8目・教育費補助金はブロック塀・冷房設備耐用臨時特例交付金繰越分、学校施設環境改善交付金等でございます。

21ページをお願いいたします。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金は、国民年金事務委託金等でございます。

第14款・県支出金の収入済額は7億2,914万5,495円で、主な収入は、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当県負担金等でございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、子ども医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、一人親家庭等医療費補助金等、23ページをお願いいたします。

第3目・衛生費補助金は浄化槽設置促進事業補助金等、第4目・農林水産業費補助金は造林事業費補助金繰越分、みえ森と緑の県民税市町交付金、林道改良事業費補助金、県単沿岸漁場整備事業費補助金繰越分、市町営農山漁村地域整備事業費補助金、同じく繰越分等、第8目・教育費補助金は放課後子ども教室推進事業費補助金等、第9目・災害復旧費補助金は林道災害復旧事業費補助金、第10目は電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、個人県民税徴収取扱費委託金、参議院議員選挙執行委託金、知事選挙執行委託金、県議会議員選挙執行委託金、統計調査費委託金等、25ページをお願いいたします。

第4目・農林水産業費委託金は海岸維持修繕事業委託金、農地中間管理機構関連農地整備事業委託金等、第6目・土木費委託金は長島港港湾施設管理委託金、海岸清掃委託金、港湾清掃委託金等、第7目・消防費委託金は樋門管理委託金でございます。

第15款・財産収入の収入済額は1,730万8,450円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の土地の貸付収入、基金運用利息、第2項・財産売払収入の流木・物品の売払い収入等でございます。

第16款・寄附金の収入済額は1億166万8,000円で、主な収入は、第1目・総務費寄附金のふるさと寄附金等で、寄附件数は5,174件でございます。

第17款・繰入金の収入済額は7億2,132万7,758円で、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金、第3目・地域づくり事業基金、27ページをお願いいたします。

第4目・福祉事業基金、第6目・環境衛生施設整備基金、第18目・ふるさと応援基金からの繰入れでございます。

第2項・特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計の精算による繰入れでございます。

第18款・繰越金の収入済額は3億8,633万9,936円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入の収入済額は1億4,701万5,513円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入は奨学金貸付金返還金及び災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は地域支援事業受託事業、老人ホーム入所者受託事業等、第3目・農林水産業費受託事業収入は分収造林受託事業収入、29ページをお願いいたします。

第5項・雑入は、紀北広域連合運営事業精算金等でございます。

第20款・町債の収入済額は21億8,675万円で、第1目・総務債では過疎対策事業債でソフト事業、第3目・衛生債では合併特例事業債でクリーンセンター改修事業に、第4目・農林

水産業債では合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、同じく繰越分、過疎対策事業債で県営ため池等整備事業繰越分、林道便石線舗装事業等に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で橋梁改修事業、町道小山2号線ほか1路線道路整備事業等、緊急自然災害防止対策事業債で西町地区急傾斜地崩壊対策事業等に、第7目・消防債では、過疎対策事業債で救急車整備事業等、合併特例事業債で避難誘導灯整備事業、緊急防災・減災事業債で同報系行政無線デジタル化事業に、第8目・教育債では、合併特例事業債で紀伊長島地区学校給食センター整備事業、過疎対策事業債で給食センター給食車整備事業、学校教育施設等整備事業債で小・中学校校舎等施設営繕事業繰越分に、第9目・災害復旧事業債では、補助災害復旧事業債で農林水産業施設災害復旧事業、単独災害復旧事業債で公共土木施設及び農林水産業施設災害復旧事業に充当しております。

31ページをお願いいたします。

第10目は臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は予算現額118億4,642万5,674円、調定額116億2,977万1,266円、調定額に対する収入済額が115億321万494円となり、第1款・町税の不納欠損額は660万3,207円でございます。

また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入を合わせた収入未済額が1億1,995万7,565円となりました。

続きまして、歳出でございます。

33ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は1億506万1,739円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は13億7,796万6,306円で、第1項・総務管理費の主な支出は、第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員等賃金、総合住民情報システム運営事業等、35ページでございます。

第2目・文書広報費はCATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、法令・例規集管理事業、文書取扱事務経費、第3目・財政管理費は予算編成事務等経費、第5目・財産管理費は庁舎・公用車・町有財産の維持管理、地区集会所管理事業、財政調整基金、地域づくり基金、ふるさと応援基金、みえ森と緑の県民税市町交付金基金、森林環境譲与税基金などへの積立金でございます。

37ページをお願いいたします。

第6目・企画費はふるさと寄附金推進事業、高度情報化推進事業、地方バス運行対策事業、地域おこし協力隊受入れ事業等、第7目・支所及び出張所費は総合支所の管理経費、嘱託職員等賃金等、第10目・生活安全推進費は空家等対策推進事業等、39ページをお願いいたします。

第12目・諸費は町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費は地域活性化推進事業で、住宅リフォーム補助金でございます。

第2項・町税费、第1目・町税総務費は職員人件費や税務一般事務費、第2目・賦課徴収費は町税の賦課徴収に事務に要した経費でございます。

41ページをお願いいたします。

第3項・戸籍住民基本台帳費は職員人件費、嘱託職員等賃金、戸籍電算管理事業等、第4項・選挙費は選挙管理委員会の職員人件費や参議院議員選挙、知事・県議会議員選挙の執行等に要した経費でございます。

43ページをお願いします。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は、指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

45ページをお願いいたします。

第3款・民生費の支出済額は25億765万1,929円で、第1項・社会福祉費の主な支出は、第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、プレミアム付商品券事業等、第3目・身体障害者福祉費は障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者更生医療費給付事業等、47ページをお願いいたします。

第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、地域支援事業、老人福祉施設措置事業、配食サービス事業等、第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理事業に要した経費でございます。

49ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業等、第2目・保育所費は児童保育事業等、51ページをお願いいたします。

第3目・児童措置費は児童手当等支給事業、第4目・母子福祉費は子ども医療費助成事業、

一人親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

第4款・衛生費の支出済額は18億6,476万269円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、地域保健共通事業等、53ページをお願いします。

第2目・予防費は予防接種事業、がん検診事業等、第3目・環境衛生費は火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業等に要した経費でございます。

55ページをお願いいたします。

第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では職員人件費、第2目・塵芥処理費はリサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業等、第3目・し尿処理費はクリーンセンター改修工事、し尿処理事業に要した経費でございます。

57ページをお願いいたします。

第3項・上水道費は、企業債償還等のための上水道事業繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は12億5,198万4,468円で、主な支出は、第1項・農業費、第1目・農業委員会費では農業委員会運営事業等、第2目・農業総務費では職員人件費、農業用施設管理事業等、第3目・農業振興費は農業振興対策事業、第5目・農地費は海岸環境整備事業、農地防災事業等に要した経費でございます。

第1項・農業費の繰越明許費506万1,000円は、第2目・農業総務費の農業用施設管理事業に要する経費、第5目・農地費の一般土地改良事業に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

59ページをお願いいたします。

第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では職員人件費、林政総合企画事業、第2目・林業振興費はみえ森と緑の県民税市町交付金事業、森林経営管理推進事業等、第3目・林業施設費は林道・治山関係事業、林道改良事業、61ページをお願いします。

第4目・町有林造成費は職員人件費や町有林造成事業等、第5目・分収造林費は、国立研究開発法人森林研究・整備機構との分収契約による造林事業に要した経費でございます。

59ページをお願いいたします。

第2項・林業費の繰越明許費5,128万5,085円は、第3目・林業施設費の林道改良事業に要する経費、61ページをお願いします。

第4目・町有林造成費の町有林造成事業に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では職員人件費、第2目・水産業

振興費は水産業強化支援事業、漁業振興対策事業等、63ページをお願いいたします。

第3目・漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業や漁港の管理に要した経費でございます。

61ページをお願いいたします。

第3項・水産業費の繰越明許費3億2,980万6,700円は、63ページ、第3目・漁港管理費の海岸保全施設整備事業、漁港管理事業に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

第6款・商工費の支出済額は2億4,676万6,050円で、主な支出は、第1項・商工費、第1目商工総務費では、職員人件費、地方創生推進交付金事業の商工分、第2目・商工業振興費は中小企業指導育成事業、道の駅海山管理事業に、65ページをお願いいたします。

第3目・観光費は、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業等に要した経費でございます。

第7款・土木費の支出済額は4億7,571万7,834円で、主な支出は、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では職員人件費や道路台帳修正業務等、67ページをお願いいたします。

第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では職員人件費等、第2目・道路橋りょう維持費は白浦トンネル修繕工事、二又木橋橋梁改修工事等、第3目・道路橋りょう新設改良費は町道小山2号線ほか1路線道路整備工事、町道山本4号線ほか1路線道路整備工事等に要した経費でございます。

第2項・道路橋りょう費の繰越明許費1,157万円は、第2目・道路橋りょう維持費の橋梁維持補修事業に要する経費、第3目・道路橋りょう新設改良費の町道道路改良事業（舗装）に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業等、69ページをお願いいたします。

第2目・河川施設費は河川改修及び維持補修事業、第3目・砂防費は急傾斜地崩壊対策事業に要した負担金でございます。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では江ノ浦橋管理委託事業等、第2目・港湾施設費は港湾施設整備事業負担金でございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では職員人件費等、71ページをお願いいたします。

第6項・住宅費は、町営住宅管理事業、木造住宅耐震診断等事業等に要した経費ござい

ます。

第8款・消防費の支出済額は5億8,251万2,186円で、主な支出は、第1項・消防費、第1目・常備消防費では三重紀北消防組合への負担金、第2目・非常備消防費は消防団活動事業、消防団員活動事業等、73ページをお願いいたします。

第3目・消防施設費は消防施設機械器具整備事業等、第4目・水防費は河川海岸水防対策事業等、第5目・災害対策費は防災行政無線整備管理事業、災害対策事業等に要した経費でございます。

75ページをお願いいたします。

第9款・教育費の支出済額は13億96万8,048円で、主な支出は、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では職員人件費、スクールバス運行事業等、第3目・教育振興費は紀北子育て応援事業等、第4目・奨学費は奨学金貸与事業などに要した経費でございます。

77ページをお願いいたします。

第2項・小学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では小学校9校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費は小学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護児童就学援助費等に要した経費でございます。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、79ページをお願いいたします。

第2目・教育振興費は中学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護生徒就学援助費等に要した経費でございます。

第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園の管理運営や修繕などに要した経費でございます。

81ページをお願いいたします。

第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では職員人件費、集会施設等管理運営事業等、第2目・公民館費は公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費は郷土資料館の管理運営に、83ページをお願いいたします。

第4目・文化財調査費は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等に要した経費でございます。

第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費ではスポーツ交流推進事業等、85ページをお願いいたします。

第2目・給食施設費は各学校給食センター等給食施設の管理運営、紀伊長島地区学校給食

センター整備事業等、第3目・体育施設費は健康増進施設管理事業、赤羽公園管理事業等に要した経費でございます。

第10款・災害対策費の支出済額は7,126万4,438円で、主な支出は、第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費は町単農業用施設災害復旧事業、第3目・林業施設災害復旧費は町単林道災害復旧事業に要した経費でございます。

第2項・農林水産施設災害復旧費の繰越明許費1,612万円は、国補林道災害復旧事業に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

87ページをお願いいたします。

第3項・公共土木施設災害復旧費、第1目・道路橋りょう災害復旧費は町単町道道路災害復旧事業、第2目・河川災害復旧費は町単河川災害復旧事業に要した経費でございます。

第3項・公共土木施設災害復旧費の繰越明許費292万4,100円は、国補及び町単町道道路災害復旧事業に要する経費を令和2年度へ繰り越すものでございます。

第11款・公債費の支出済額は13億2,533万2,110円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

第14款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額118億4,642万5,674円に対しまして、支出済額が111億998万5,377円、繰越明許費繰越額が4億1,676万6,885円、その結果、差引不用額は3億1,967万3,412円となりました。

89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額115億321万円から歳出総額111億998万5,000円を差し引いた歳入歳出差引額は3億9,322万5,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3,038万8,000円を差し引いた3億6,283万7,000円を実質収支額として、令和2年度へ繰り越すものでございます。

次に、財産に関する調書でございます。

前年度に比べ、増減のあった箇所について説明をさせていただきます。

91ページをお願いいたします。

1. 公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、学校1,784㎡の減は、引本幼稚園閉園による減によるものでございます。

区分欄、その他の施設2,358㎡の増は、引本幼稚園閉園による増、防災用地の寄附採納による増でございます。

次に、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公営住宅93㎡の減は、町営住宅山居団地1棟、中ノ島団地2棟の解体によるものでございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、学校127㎡の減は、引本幼稚園閉園による減、紀伊長島学校給食センター新築による増、その他の施設784㎡の増は、引本幼稚園閉園によるものでございます。

(2)の山林の面積、区分欄、所有13万7,200㎡の増、貸付林13万7,200㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

流木の推定蓄積量、所有6,687㎡の増は、成長による増、貸付林の返還による増と町有林の除伐等による減によるもので、分収林1,135㎡の増は、成長による増と分収林の除伐等による減によるものでございます。

(3)の物件、92ページをお願いいたします。

(4)の出資による権利、(5)の出捐金の増減はございませんでした。

2の物品でございます。

区分欄、軽乗用車1台増は、集中管理車の購入に伴う増2台、処分に伴う減1台でございます。

小型乗用車1台増は、町長車購入によるものでございます。

軽貨物自動車1台減は、集中管理車の処分によるものでございます。

給食車2台増は、紀伊長島学校給食センター用給食車購入によるものでございます。

93ページをお願いいたします。

3の基金でございます。

区分の動産の有価証券1,000万円の増額は、地域振興基金の中から債券を購入したことによるものでございます。

預金(一般会計)では、財政調整基金3億9,463万3,000円の減、減債基金55万5,000円の増、庁舎等改築及び改修基金1,000円の増、地域づくり事業基金1,481万6,000円の減、福祉事業基金76万1,000円の減、環境衛生施設整備基金5,459万7,000円の減、地域振興基金211万9,000円の減、ふるさと応援基金3,141万9,000円の増、みえ森と緑の県民税市町交付金基金690万4,000円の増、小計では4億2,804万7,000円の減となっております。

動産の預金（特別会計）では、国民健康保険財政調整基金1,748万8,000円の減、指定介護老人福祉施設基金1,095万9,000円の減、小計では2,844万7,000円の減となり、基金全体では4億4,649万4,000円を減額いたしております。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の91ページをお願いいたします。

認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の100ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は3億4,074万671円、調定額は4億3,404万8,713円で、徴収率は78.50%、前年度が76.31%で2.19%の増となり、このうち現年度分の徴収率は96.54%、滞納繰越分の徴収率は14.66%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は3万8,291円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は16億1,036万390円で、保険給付費等交付金でございます。
102ページをお願いいたします。

第5款・繰入金の収入済額は1億8,090万1,600円で、一般会計などからの繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は3,885万8,481円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は752万3,160円で、延滞金、一般被保険者第三者納付金、一般被保険者返納金等でございます。

104ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金の収入済額は201万8,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額22億3,957万2,000円に対する調定額は22億7,474万8,635円、調定額に対する収入済額が21億8,144万593円、不納欠損額が383万9,675円、収入未済額が8,946万8,367円となりました。

続きまして、歳出でございます。

106ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は4,259万7,001円で、主な支出は、第1項・総務管理費では職員人件費や国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では保険料の賦課徴収等に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は15億4,097万9,522円で、主な支出は、一般及び退職被保険者療養給付費、108ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

110ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は5億526万7,847円で、主な支出は、一般退職者被保険者医療給付費、後期高齢者支援金等でございます。

第5款・保険事業費の支出済額は2,030万307円で、特定健康診査等事業費等でございます。112ページをお願いいたします。

第6款・基金積立金の支出済額は296万4,000円で、財政調整基金への積立金でございます。

第7款・公債費の支出はございませんでした。

第8款・諸支出金の支出済額1,167万3,608円は、保険給付費等交付金返還金、保険料還付金でございます。

第9款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額22億3,957万2,000円に対しまして支出済額が21億2,378万2,285円となり、その結果、差引不用額は1億1,578万9,715円となりました。

114ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億8,144万1,000円から歳出総額21億2,378万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は5,765万9,000円となり、これを令和2年度へ繰り越すものでございます。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の92ページをお願いいたします。

認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

決算書の121ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億5,765万8,574円、調定額は1億6,136万1,014円で、徴収率は97.71%、前年度が97.72%で0.01%の減となり、このうち現年度分の徴収率は98.92%、滞納繰越分の徴収率は38.98%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は960円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料でございます。

第4款・繰入金の収入済額は3億9,543万6,739円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は1,512万9,664円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は130万6,457円で、延滞金、保険料還付金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億7,328万7,000円に対する調定額は5億7,323万4,834円、調定額に対する収入済額が5億6,953万2,394円、不納欠損額が11万3,631円、収入未済額は358万8,809円となりました。

続きまして、歳出でございます。

123ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1,037万1,870円で、職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億4,066万1,599円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は1,485万181円で、主な支出は療養給付費の精算による一般会計への繰出金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額5億7,328万7,000円に対しまして支出済額が5億6,588万3,650円となり、その結果、差引不用額は740万3,350円となりました。

125ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億6,953万2,000円から歳出総額5億6,588万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は364万8,000円となり、これを令和2年度へ繰り越すものでございます。

脇俊明会計管理者

続きまして、議案書の93ページをお願いいたします。

認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の132ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は1億5,283万8,956円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第5款・繰入金の収入済額は1,095万9,000円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は1,120万9,945円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は187万6,740円で、主な収入は第3項・利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

以上、歳入合計は予算現額1億7,179万円、調定額は1億7,688万4,641円、調定額に対する収入済額は同額の1億7,688万4,641円、収入未済額は0円となりました。

続きまして、歳出でございます。

134ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1億6,461万466円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は213万7,185円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

136ページの歳出合計は、予算現額1億7,179万円に対しまして支出済額が1億6,674万7,651円となり、その結果、差引不用額は504万2,349円となりました。

138ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,688万5,000円から歳出総額1億6,674万8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,013万7,000円となり、これを令和2年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては以上でございます。よろしくお願

い申し上げます。

平野隆久議長

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の94ページをお願いいたします。

認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきましてご説明させていただきます。併せて決算説明資料も配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1. 令和元年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書では、税込み額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は4億1,502万2,037円で、予算額に対しまして448万3,963円の減となっております。

第1項・営業収益の決算額は3億3,380万5,566円で、主なものといたしましては、水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は8,121万6,471円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や長期前受金の戻入等でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は4億64万1,945円で、不用額が979万3,055円となっております。

第1項・営業費用の決算額は3億6,288万4,367円で、主なものといたしましては、職員の給与費、検針、集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でございます。

第2項・営業外費用の決算額は3,761万6,734円で、主なものといたしましては、企業債償

還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第3項・特別損失の決算額は14万844円で、主なものといたしましては、過年度水道料金の調定減や貸倒引当金の繰入れによるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は1億2,048万7,842円で、予算額に対しまして799万158円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は200万円で、消火栓設置工事負担金、1基50万円の4基分でございます。

第2項・補助金の決算額は6,108万7,842円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金に係る一般会計からの補助金や建設改良事業に係る県補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は5,740万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は2億2,700万9,123円で、不用額につきましては2,315万2,877円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は1億1,090万8,001円で、決算書の13ページに200万円以上の工事を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は1億3,110万1,122円で、内容につきましては、決算書の16ページに企業債の概況及び23ページから28ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填といたしまして、不足額の1億2,652万1,281円を当年度分消費税資本的収支調整額570万8,876円と当年度分損益勘定留保資金1億2,081万2,405円で補填した旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2. 令和元年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額によりご説明させていただきます。

1. 営業収益の合計額は3億721万3,704円、2. 営業費用の合計額は3億5,664万5,198円、3. 営業外収益の合計額は8,121万6,527円、4. 営業外費用の合計額は2,333万8,834円で、これらを差引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、844万6,199円となりました。

5. 特別損失につきましては13万718円で、当年度純利益につきましては831万5,481円となりました。前年度繰越利益剰余金が9,189万7,839円あり、それを加えた当年度末処分利益剰余金は1億21万3,320円となりました。

次に、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

3. 令和元年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億4,030万6,649円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7 ページの2 列目でございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は当年度の変動はなく、当年度末残高は4,453万7,902円となっております。

建設改良積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は1 億2,228万5,811円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は、当年度純利益831万5,481円で、当年度末残高は1 億21万3,320円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては2 億6,703万7,033円で、当年度末資本の合計は14億4,600万8,477円となりました。

次に、6 ページ下段の令和元年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第68号、利益の処分案でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8 ページをお願いいたします。

5. 令和元年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜き額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、固定資産の合計額が37億1,570万9,141円、流動資産の合計額は2 億8,376万8,599円で、資産の合計額は39億9,947万7,740円となっております。

9 ページをお願いいたします。

負債の部では、固定負債の合計が13億7,416万6,538円、流動負債の合計額は1 億5,073万9,820円、繰延収益の合計額は10億2,856万2,905円で、負債の合計額は25億5,346万9,263円となっております。

資本の部につきましては、資本金が11億4,030万6,649円、剰余金の合計額が3 億570万1,828円で、資本の合計額は14億4,600万8,477円となっており、負債と資本の合計額39億9,947万7,740円は資産の合計と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページからは決算附属書類となっており、11ページから16ページは令和元年度紀北町水道事業報告書でございます。

11ページは令和元年度の収益的収支、資本的収支についての総括的な説明でございます。

12ページは議会の議決事項と職員に関する事項でございます。

13ページは200万円以上の建設改良工事の概況でございます。

14ページは水道事業における業務量で、給水契約戸数等でございます。

15ページは事業収入及び費用に関する事項でございます。

16ページは重要契約の要旨といたしまして、500万円以上の契約と企業債の概況を記載しております。

令和元年度末の企業債の未償還残高は、15億952万3,270円となっております。

17ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

18ページから20ページは収益費用明細書で、税抜きで記載しております。

21ページ、22ページは固定資産明細書でございます。

23ページから28ページは企業債明細書でございます。

以上で、令和元年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩とします。2時35分まで休憩とします。

(午後 2時 17分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

平野隆久議長

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申し合わせ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第13

平野隆久議長

日程第13 議案第59号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

平野隆久議長

次に、日程第14 議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

平野隆久議長

次に、日程第15 議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

平野隆久議長

次に、日程第16 議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

平野隆久議長

次に、日程第17 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

2番 田島明良君。

2番 田島明良議員

スクールバス購入ということなんですけれども、海野小学校廃校に伴うスクールバス購入というんですけれども、子どもさん何人ぐらい乗られるのかちょっとお聞きします。

平野隆久議長

世古学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

田島議員の質問にお答えします。

令和3年度のスクールバス乗車予定は13名になっております。

以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

ということは、スクールバスは運転手を除くと28人ですか。大分、席が余ってくると思うんですよね。来年度は13人ですか。それ以降も増えるということはまず考えられないと思うんですけれども、要するにマイクロバス、29人乗りのバスが果たして必要なのかお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

今回、29人乗りのマイクロバスを予定したのは、補助席は6席あります。それで、運転席を除くと22人ということで、来年度が13人児童がいるということで、マイクロバスの購入を考えさせていただきました。

以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

そうすると、29人乗りのマイクロバスの下、小さいのはもう11人とか、そのぐらいしかないかな。例えば15人とか16人乗りのバスは考えられなかったかどうか、お聞きしたいと思います。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

現在、リエッセという小さな小型車12人乗りです。これも運行しております。ですが、今回のコロナウイルスの対応等を考えると、バスを密に乘せることが課題になります。2便を運行しているケースもありますが、大きい車のほうがこれからいろいろ学校の在り方検討も考えていたことを考えると、余裕を持って定員の大きなものを購入しておきたいというふうに考えました。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

田島議員と重なるところあるんですけども、この入札に関しては2社ということやったんやけれども、何で2社だったと。もっとあるはずなんだけれども。そこのちょっと経緯を聞きたいんです。

また、何のマイクロバスを選定したかということもあつたんですけども、田島議員が言いましたんで、今、密とかいろんなことを教育長、また課長が説明したけれども、要は15人

乗り、ハイエース、15人か16人かな。それもあるわな。それで、密、密と言うけれども、今は海野から西小学校へ行くまでの、今の答弁だったら理屈をつけておることしか言えないですよ。それだったら、言うんだったら、今、健康センターへ行っておるマイクロバスは空気運んでおるようなものだと私は何回も言うてきておる。それ見て、それならハイエースと10人でも15人でも乗れる車と入れ替えて、使うようなことを考えなかったのかということやな。民間だったら誰もそんなこと考えるんじゃないの。

何でも新車だ、その用途に応じて何でも新しいものを買うんだというようなことでは、財源もたんよ、これは。違うの。そこのところを検討したかということをもう一度聞かせてください。

それで、また入札は何で学校教育が行ったかと。私どもが把握、今回も一般質問ですけれども、入札、随意契約に関しても、やはり財政課が一手にそれを引き受けてやるのが本来の姿じゃないの。これは一般質問でも、またいろんな形の中で正していかなんと思うけれども。それで、そういうような入札に対する改革も必要じゃないんかと思いますが、その点ちょっとご答弁をいただきます。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

入江議員の質問にお答えします。

まず、入札業者が2者やったことなんですが、今回入札公告をしまして、紀北町の入札参加資格者名簿に載っています一般車両、それで品目がバスで登録されている業者が5者ありました。その中で、2者が参加されたということになりました。

次の15人、16人のハイエースでもよかったんじゃないかという質問なんですが、検討につきましては、マイクロバスという形で検討しまして、15人、16人のハイエースにつきましては、検討はされなかったと聞いております。

あともう一つ、入札はなぜ学校教育かということなんですが、従来、以前もマイクロバスの入札は学校教育課で行っていたので、その流れで学校教育課で行いました。

以上です。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

マイクロバスということの選定の中で、されなかったというような今答弁したね。あなたが中心となってやったんじゃないの、車の選定は。あなた、それされなかったということは、何、あなたその選定に加わってなかったの。車の選定に。

そして、5者の認定している業者があると。この日野自動車も、もともとはこの日野自動車が尾鷲事業所ありますよね。消防も入れておるし。それで、三重トヨタ、マツダ、それで個人の山口さん、または田中さんで入っておったわね、乗用車等に対しては。なぜ2者は、1者はどこだったの、その中で。

そのもともと私が解せんのは、日野自動車がもともと、私らやったらメーカーそのままいくわね。民間を通すと。いや、これは別にええんやで。私は否定はしていないんだ。私の今までの質問、入札、随意契約に対しては、そういうやり方をやれと、地元における業者が潤うんだったらそういう形を取りなさいというのはええんだからいいんですよ。いいんだけども、だったらそのような基準でずっと皆やらなさ、今回だけこうやりました、ほかの入札は地元の者は入っていないという、これは統一できないでしょう。だからそこのところのあれは、どのような考えの下でやったのかなと。

それで、選定はあなた今入っていないような言い方したけれども、どこで決めたんですか、これは。執行部がやったの、これ。そこの3人、ガタガタ言うておらんと聞いておらなあかんで、こっち。これはあんたらが決めたんか。どこが決めたの、それなら。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、すみません。ちょっと打合せというか、話聞いていたんで。

申し訳ないですけども、ちょっと言葉を使い方したのは、予算を決めるときにはいなかったんです、課が違っていましたもので。そういうことで、そういうふう聞いておるといってお話でございます。

それと、町内業者が5者ということで募集をさせていただきましたもので、その部分については町内業者、先ほど課長が申し上げたように、そういうバスの登録している方を公告の対象者としております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

はい、どうぞ。

12番 入江康仁議員

今、町長言われたけれども、入っていない人に答弁させるというのもそれならどうかなというようになってくるよ、これ。全然分かっていない者に答弁させるということは、これ第一に間違っておるんじゃないですか。

それで、バスは、マイクロバスは15人のハイエースでもマイクロバスですよ。これは当然マイクロバスじゃないですか。財政課長、違うの。いや、マイクロバスに決めるのにと言ったから、マイクロバスの中で私も質問しておる。15人のハイエース、議長も知っておると思うんだよ。そこのところをちょっと。

平野隆久議長

ただいまの入江康仁君の議事進行に答弁させていただきます。

町長、答弁、分かる者がちゃんと答弁のほうをお願いします。

再度、答弁させます。

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

すみません、入札の公告の中身なんですけど、紀北町内に本店を有する者という項目もつけてありまして、それでこの5者になっております。

以上になります。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。公告の中で、乗り人数が29人乗りということで指定させていただいていきます。

平野隆久議長

答弁漏れがあったら、回数に数えませんが、それを言うてください。構わんです。

12番 入江康仁議員

その中で今言われたように、学校教育のあれは本社と言うたね。本社が紀北町にある業者と。そこでも言うたら、またゴタゴタになってくるんですよ。これにまつわること、みんなあるよ。それを言うてくると、わしも引けんようになってくる。それがない人いっぱい入札もやっておるし、あれやっておるもので、その中で町長言われた29人乗りでやったとか、限定して決めることはないと思いますよ。

その前に私は言うておるように、町長、なぜそれなら今、健康センターへ行ってるバスをみんな批判やっておるやないか。空気運んでおるんかと言われるようなことあったら、小さい車をそこへ見て置いて、今のどうしても29人必要やったら、それならそれを向こうへ回して、配置換えするという事も十分考えなあかん。あなた、自分のお金だったらそう考えるか、自分の給与やったら。そんなばかばか無駄遣い、これ500万円の差がありますよ。あなたそんなこと考えんと、何でもできるか。これ公費だからするんでしょ。みんな個人的に課長連中も考えなあかんよ、これ。こんなもの税金だからといってそんなばかばかしておったら、財政もたんようになってくるよ。だんだんもう今でも減ってきよんのに。

私は今の課長連中は官僚やと、国でいうたら官僚だからと。そこがあるから言いたいことも半分に抑えておる。しかし、そんなような考えで予算組むんだったら、これから予算通らんぞ、これ。納得いくようなやつぱり答弁をいただかなあかん。十分そんな、今のそれなら健康センターへ行くやつでも、入れ替えたら済むことじゃないですか。どうしても29人だと。教育長言うたように密になるんだというんだったら、その関係者が皆集まって、それなら今このように車が空いておるものを使おうじゃないかとか。そういうことを教育長も言わなんだの、それで。どうしても密だというんだったら。

今、私は毎回でも空気運んでおるような、朝の8時半か9時に出るでしょう。あなたも見ているでしょう。満タンになって走ったことある。人乗って走っておるの、あんた見ておる。そんなんやったら、あれを使うようにしたらいいじゃないですか。これ当然そういうことを考えるのが執行部じゃないですか。そして、いかに無駄のない予算を組むようにするのがあれでしょう。こんなような予算でバンバン言うて、新しいものを何でも買ったらええんだと。事業が1つ始まることになったら、それに合ういろんな物品を購入するよということになれば、何もできなくなってしまうよ、無駄な予算で。違うかね、教育長。これは当然そういうのを考えると思いますけれども、どうですか。

平野隆久議長

今のやつは答弁漏れと解釈しますので、今2回ということ解釈します。

今の質問に対して、答弁を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今いろいろとお話もしていただきました。今、先ほど申し上げたように、海野小学校から通うということ、海野地区の方たちので29人という形で、今回入札させていただき

ました。予算もそのようにさせていただきました。今後、議員がおっしゃるようなことも踏まえて、より利便があつて、それから財政的なことも考えながら、今後は検討していきたいと思つたので、ご理解をお願いします。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、13名の生徒は、なぜ最初から29名というようなあれをするのかなというところに、私、質問しておるんですよ。生徒数上がってこれから増えるんじゃないで、減っていくんでしょう。増える可能性があるんだったらいいですよ、それは当然。どんどん減っていく中で、大きいものは要らないんじゃないですかと言うておる。不必要なものを買わなくても、それに合ったものを買つたらいいじゃないかと。そして、それでまた効率よくするんだったら、今現状に使っている、いろんな指摘もあつたじゃないですか。だから、それならあれを使おうと。今、健康センターへ行っているやつ、あれをそれなら有効的に使おうかというあれはできないんですか。そういう考えのあれはできないんですかと。

それで、入札はあれやったんな。それで、また今言われたように、課長が言うたように、やっぱり教育長も密だ、どうのこうと言うけれども、今の私の質疑を聞いて、密だどうだと言うと、本当にあなたの答弁は言い訳に聞こえるから、今度は。そこだけをきちんとやっていただきたい。こういう私は実例出して、こう言っておるんだから。私に対してそれがあれだつたら、答弁してください。

私が言っておる今健康センター、使うべきじゃなかったんかと。それに伴うハイエース、10人や15人のあるから、それを使うような購入をしましたというんだつたら、これはみんな納得すると思うよ。その中で密だどうだと言うんやつたら、そんなもの言い訳じゃないかと、これは取られてもしようないと思う、はっきり言って。前回の全協のときの密のあれは、私は何も、本当なるほどなと思った。だから、やっぱり納得いく答弁をしていただきたいと思つています。

それで、そこを町長、これからはそのところを改めるような形の中で、現時点で町の所有を持っている中で使えるものは使いながらやって、またそれに的確に補充するものは補充するような形の中での予算編成ということを考えていただきたいと思つています。

教育長と町長からその答弁だけいただいて。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、これから町の所有のもの、建物も含めてですが、そういった施設等も含めて必要か必要でないか、それからどの程度が規模がいいのか、そういったことも踏まえながらいろいろと考えていきたいと、検討していきたいと思いますので、議員のこの提言をそのように受け止めさせていただきたいと思います。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

学校が今回大きなサイズのバスを買ったということに対して、入江議員のご指摘はよく分かります。一方、学校のこれからの在り方等を考えていったときに、輸送手段というのは我々大きな課題となります。輸送手段を無駄に小さいものをたくさん買って、そしてバスの運行の人件費を大きくしてしまうリスクと、ある程度の規模を確保しておいて、そして選択肢を広げておくのかと、いろいろなことを勘案したときに、今回はリエッセを選択しました。このリエッセを選択することによって、子どもたちが今回もいろいろな活動するとき、バスのサイズが大きかったらなということは、今、運行している14人乗りのところで何度も逡巡したことがあります。そういうことを総合的に考えて今回リエッセを選択しましたが、以降、同様の事態が起こったときには、説明責任がきちんとつくように考えたいと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

平野隆久議長

次に、日程第18 議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題とし

ます。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

歳出の11ページ、老人ホーム管理運営事業185万円について質疑いたします。

これは新型コロナの交付金でありますけれども、感染症対策としてサービスを提供するかわり増し経費になると思うんですが、この交付金は赤羽寮の単位数に応じて交付金が決定したものなのか、ちょっとその点についてまずお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

赤羽寮の定員50名に対して1人あたりに3万7,000円ということで、185万円という計算になります。これは最高額ということで、限度額いっぱいという補正予算をさせていただきました。

以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

50人の定員に対してということなんですが、赤羽寮の場合、短所での入所というのはないんでしょうか。また、この交付金には短所入所についても金額が上乗せをされると思うんですが、それを入れてもこの限度額のこの金額ということなんでしょうか。その点お願いします。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

現在、赤羽寮につきましては50人定員で、50名いっぱい入っておりませんが、定員数の1人あたりに3万7,000円ということになっております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

分かりました。

備品とか医薬品、消耗品の利用するための経費になるんですけども、この交付金はいろいろなご家族の方が見えたりしたときの面会室のリフォームとか、またトイレ、いろんなことに利用されるわけなんですけど、現在、赤羽寮がいろんな補修とかやっている中で、利用するということは考えてみえなかったのか。備品購入に利用するというを最初から目的として、交付金を申請したのか。一番、赤羽寮が今必要としていることに対して考えて、相談をされて申請をされたのか。最後、その点をお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

すみません、質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、かかり増し費用と、今後コロナ対策に係る経費ということで対象になっておりますけれども、今回、消耗品につきましては、今後使っていく予定のあるマスク等、消毒液等も含めまして、それと備品につきましては、コロナ対策ということで、今考えておるのは災害が起きたときのパーティション、あと簡易ベッド等ということで、あくまでもコロナ対策に今後必要になってくるということで検討いたしまして、あげさせていただいております。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

東清剛議員。

14番 東清剛議員

歳入のほうの7ページのイノシシ捕獲強化事業補助金、この時期に増額したというのと、そのまま猟友会のほうへいくんですけども、それで今回も一般質問の中に獣害対策という問題があるんで、その中で特定してイノシシをとというのが、何か訳ありなのか教えてください。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

今回、県からのイノシシ強化対策事業補助金の増額をお願いするものにつきましては、県のほうからイノシシの捕獲強化ということで、4月から6月末までの3か月間で、同一捕獲者で3頭目以降について、1頭当たり7,000円の上乗せの補助があるという県の事業補助金をいただいて、今回、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

14番 東清剛議員

理由については。

平野隆久議長

続けてお願いします。

宮本忠宜農林水産課長

すみません。ちょっと答弁漏れですみません。

この理由につきましては、農作物への被害を軽減させるということと、豚コレラ感染症の感染拡大も今現在、県内で懸念されるところでございますので、そういう意味も含めて、県のほうからイノシシの捕獲強化の事業補助金が出資されたというものでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

東清剛君。

14番 東清剛議員

大体の理由は分かっているんですけども、獣害となるとやっぱり今一番多いとすれば、多分、鹿、それから手のつけられない猿があつて、イノシシは割に簡単なんですけれども、ここに出てくるということは、多分どの辺までつかんでいらっしゃるか知りませんが、豚コレラ、ちょっと名前変わりましたんで、ちょっとあれですけども。

それで、本当にどの辺までやっておんのかということと、少なくとも、それから養豚業者の方が相当困っているというのが実態でして、そんなところでぜひどこかで止めていただきたいと思っておりますんで、その辺の取組みを猟友会にもしっかりお願いしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

豚コレラにつきましては、県内、徐々に県南部のほうへ下がってきている状況かと思えます。町内には養豚業者はございませんが、まだ熊野市のほうにはそういう業者がございます。そういうことから、県のほうは豚コレラの感染症の拡大を防止するというので、イノシシの捕獲に補助金を今回強化、補助金を出しております。当然、町にいたしましても、猟友会さんのほうにもお願いして、なるべくイノシシの捕獲のほうにも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

2点お伺いします。

まず、歳入のところは4ページ、地方債の補正で起債の目的、緊急浚渫推進事業が載っておりますが、これは新しい地方債だと思いますが、川の浚渫事業に対する補助がついたんだと思いますが、これからずっと使っていくような地方債なのか、詳しい説明をお願いします。

そして、あと歳出のほうでは18ページ、災害復旧費の中で国補林道と町道なので、補正前はこの災害復旧費というのはなかった、今回初めてできたんですけども、この詳しい説明をお願いいたします。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

財政課からは、緊急浚渫事業債につきまして、制度のご説明をさせていただきます。

こちらは、令和元年度の台風19号による河川氾濫等の大規模な水害がございました。これに基づきまして、地方公共団体が単独事業といたしまして緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、事業年度につきましては令和2年度、今年度から令和6年度の5年間の時限的な事業債として、こちらのほうが創設をされております。地方財政措置につきましては、充当率が100%でございまして、元利償還金につきましては、交付税で70%が算入される有利な起債となっております。

起債の内容につきましては以上でございます。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

続きまして、災害復旧事業費の国補林道災害復旧事業、まず988万2,000円の増額をお願いするものにつきましては、林道は林道野又越線でございます。昨年の令和元年6月14から15日に発生しました災害で、繰越ししまして災害復旧工事を行っておりましたが、4月12日から13日、それに加えて5月18日の雨によって災害復旧途中の工事がさらに崩落したりしましたので、今回、国補林道災害復旧事業で988万2,000円の増額を改めてお願いするものでございます。

それと、町単林道災害復旧事業95万2,000円につきましては、町の管理する3路線、林道ジャグラ谷線、便石線、横山線、この3路線についてのり面崩落等がございましたので、これについて災害復旧の費用の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

浚渫事業費というのは5年間の時限というお話でして、今回、歳出のほうに有利な起債を使って、16ページに河川施設費の中にあるわけですけれども、この3,050万円という限度額なんですけれども、初めてのことで、これ以上の今年は使えないという、限度額のちょっと理解がちゃんとしていなくて申し訳ないんですけども、そういう意味なのかどうか。

そして、歳出のところ、一般財源のところをこれを利用して、工事の内容に変化は、1,850万円は載っているんですけども、この地方債を使うことで、工事の内容については変化があったのかどうか。財源だけが変わったのかどうかお伺いします。

そしてもう一つ、今の18ページの林道の災害復旧費なんですけれども、繰越しでやっておられたのが少しまた雨で、その部分が増えてしまったということなんですけれども、もう台風は昨日も来ていますし、もう既にやっておられるような感じもしますが、これ許可されてから、議決されてから工事が始まるのではないと思うんですが、そのところを、繰越しなんだから、増えた部分を去年からずっとやっていると理解していいのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

建設課長。

宮原俊也建設課長

まず、16ページの河川改修及び維持修繕事業から説明をさせていただきます。

この事業につきましては、もともと当初予算で、大船川とそれから片上川の堆積土砂の撤去の事業を単独事業ということで、一般財源で1,200万円見ていただいております。ところが、今、財政課長のほうから説明がありましたように、緊急浚渫推進事業債という非常に有利な起債が今年度創設されましたので、しかもこれが5年の時限的なものということでございましたので、早速、事業計画書のほうを作成いたしまして、国に申請させていただいた結果、お認めいただきました。

その計画で、今年度はもともと大船川のほうは650万円の事業費やったんですけれども、今回この起債が使えるということで、ここにありますように1,850万円増額させていただきました、これで合計2,500万円になります。片上川がもともと当初で550万円の事業費を見ていただいておりますので、この2,500万円と550万円を合わせまして、合計でこの事業費が3,050万円になります。この緊急浚渫推進事業債の充当率は100%でございますので、3,050万円の全額を起債として充てさせていただくということで、地方債のこのところに3,050万円が増額しているものでございます。

それに対応しまして、一般財源で1,200万円減額となっているのは、当初予算でお認めいただいた一般財源の1,200万円を減額させていただくものでございます。

以上です。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

国補林道の災害復旧事業でございますが、繰越しして実施しておりました災害復旧工事の途中でまた被災したという状況でございます。今のところ県のほうにも現地を確認させていただいて、災害復旧の追加の費用の算定の協議、または工事の工期の延長、それと実際崩れておりますので、工事のほうも県の査定が下りるとということで、進めさせていただいております。この補正予算を認めていただければ、改めて工事の変更を行いたいと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目です。

まず、今の工事のほういきたいと思います。

もう台風シーズンに入っております、実際に来ているんですけども、今からして遅くはないのかなという思いがあります。いつ頃完成するのかなということを最後にお伺いしたいと思います。

そして、工事、ごめんなさい、16ページの。たくさん有利な起債で増えたんですけども、金額が大幅に増えたというのは分かるんですけども、量が増えたんだと思うんですけども、どれぐらい増えたのか、実際に、お伺いします。

平野隆久議長

建設課長。

宮原俊也建設課長

堆積土砂の撤去工事につきましては、湯水期ではないとできませんので、早くても11月、それ以降ということになります。ですので、当初でお認めいただいた予算についても11月以降で計画しておりましたし、今回もこの9月補正で認めていただくことによって、今年の11月以降に施工できるということで計画をしております。

それから、量につきましては、今回2,500万円にさせていただいたことで、5,000m³ほど取れるかなということで計画しております。

以上です。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

工事の完成の見込みでございますが、これ国の補助事業ということで、県のほうにも国のほうにも協議をかけておりますが、実際、緊急を要するというので、工事をもう既に進めさせていただいている部分がございます。それで、今のところ工事の延長につきましては、10月12日まで工期を延長しております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

平野隆久議長

次に、日程第19 議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第20

平野隆久議長

次に、日程第20 議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

平野隆久議長

次に、日程第21 議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

1点だけ、ちょっと気になることがありますのでお伺いします。

先ほど他の議員が補助金のこと、新型コロナのこと、185万円というお話をされておったんですけども、これは190万円になっているんですけども、5万円の差額、全く違う話なのかどうか、そこだけ確かめたいと思います。よろしくお願いします。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

先ほどの185万円につきましては、赤羽寮の一般会計のほうにつきましては単価が3万7,000円、1人当たり、先ほども説明をさせていただきましたのですけれども、3万7,000円の50人定員でございます。こちらの特別会計のほうにつきましては、1人あたり3万8,000円の単価になっておりますので、単価の1,000円の違いで185万円と190万円ということで、こちらの特別会計のほうは190万円が最高限度額ということになっております。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

平野隆久議長

次に、日程第22 議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第23

平野隆久議長

次に、日程第23 認定第1号 令和元年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行います。

歳出については、33ページの1款・議会費から66ページの6款・商工費までと65ページ、7款・土木費から93ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

もう一回言います。

歳入全般と33ページの1款・議会費から66ページの6款・商工費まで、65ページ、7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから32ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出、33ページの1款・議会費から66ページ、6款・商工費までの質疑を行います。
質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。
質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

日程第24

平野隆久議長

次に、日程第24 認定第2号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第25

平野隆久議長

次に、日程第25 認定第3号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第26

平野隆久議長

次に、日程第26 認定第4号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第27

平野隆久議長

次に、日程第27 認定第5号 令和元年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第28及び日程第29

平野隆久議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第28及び日程第29の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げます。

報告第3号 令和元年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号 令和元年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22号第1項の規定により、令和元年度公営企業に係

る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第3号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、報告第3号につきまして説明させていただきます。

議案書の95ページをお願いいたします。

報告第3号 令和元年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告につきましては、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とするという規定に基づき、報告させていただくものでございます。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

96ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じてございませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては6.3%で、前年度の6.4%と比べまして0.1%減少していることから、改善されているものとなっております。参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べましても、低い数値となっております。

次に、将来負担比率でございますが、19.9%で、前年度の5.2%と比べまして14.7%増加

しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の350%は大きく下回っております。

主な要因といたしましては、地方債残高の増加と充当可能基金の減少でございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものはなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、97ページ、98ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で、報告3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

報告第4号 令和元年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

議案書の99ページをお願いいたします。

報告第4号 令和元年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

100ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

101ページからは、監査委員の意見をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第28

平野隆久議長

日程第28 報告第3号 令和元年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第29

平野隆久議長

次に、日程第29 報告第4号 令和元年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

これで、2件の報告案件についての質疑を終了し、聞き置くこととします。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は全て終了しました。

日程第30

平野隆久議長

次に、日程第30 請願・陳情案件を議題とします。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、請願4件及び陳情1件をここに受理することとし、別紙請願・陳情文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、請願・陳情文書表の朗読をさせていただきます。

令和2年9月紀北町議会定例会請願・陳情文書表

令和2年9月8日

請願第1号 令和2年8月24日受理

件名 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願の要旨 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者の住所、氏名 三重県北牟婁郡紀北町相賀379番地1、三重県教職員組合紀北支部支部長、森康氏、三重県北牟婁郡紀北町矢口浦311番地、三重県紀北町校長会会長、東真人氏、三重県北牟婁郡紀北町相賀201番地71、紀北町PTA連絡協議会会長、植村敏行氏

紹介議員 岡村哲雄議員、柴田洋巳議員、宮地忍議員

付託委員会 教育民生常任委員会でございます。

次に、請願第2号 令和2年8月24日受理

件名 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願の要旨 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

次に、請願第3号 令和2年8月24日受理

件名 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願の要旨 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が充実するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会にしましては同上でございます。

次に、請願第4号 令和2年8月24日受理

件名 防災対策の充実を求める請願書

請願の要旨 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した災害対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会に関しましては同上でございます。

次に、陳情第1号 令和2年8月20日受理

件名 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書

陳情の要旨 渡利区民の暴風雨水害及び津波避難場所である町民センターの撤去が、町民や区民に事前の相談や意見の聞き取りもなく計画されています。3月議会においても、渡利区から存続の要望が出ていることを説明せず、議決に諮ったことは、住民無視、議会軽視としか思えません。町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を陳情いたします。

陳情者住所、氏名 三重県北牟婁郡紀北町相賀1140番地44、渡利区長、脇昭博

付託委員会は総務産業常任委員会でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

以上で、請願・陳情案件の説明を終わります。

なお、受理した請願・陳情については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

平野隆久議長

ここで、決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、暫時休憩といたします。3時50分まで休憩といたします。

(午後 3時 37分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

平野隆久議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

平野隆久議長

追加日程第1 発議第2号 決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うこととし、また、審査期限については審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、

これに付託して審査を行うこととし、また、審査期限については審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことに決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、1番 宮地忍君、5番 大西瑞香君、6番 原隆伸君、7番 奥村仁君、8番 樋口泰生君、11番 近澤チヅル君の6人を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定します。

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長長の互選に関する職務は、同条第2項に規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

平野隆久議長

それでは、決算特別委員会を開催するために、その場で暫時休憩といたします。

(午後 3時 53分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 58分)

平野隆久議長

ただいまの互選結果について報告します。

決算特別委員会委員長に、6番 原隆伸君が就任されました。副委員長に、5番 大西瑞香君が就任されました。決算審査に当たってはよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

ここで、委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩します。

委員会付託表を配付してください。

(午後 3時 59分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 00分)

委員会付託

平野隆久議長

配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

平野隆久議長

これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、明日の9日は総務産業常任委員会、10日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

平野隆久議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 01分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 12 月 8 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行